

## 小型除雪機貸出募集説明書

貸出機械	ハイブリット除雪機（最大除雪量83t/h 除雪幅80cm 最大投雪距離19m） ※機種については、選択できません。	
貸出台数	1 団体あたり 1 台	
実施期間	■ 1 シーズン（11月から3月まで）	
貸出件数	■ 1 シーズン用 2 件、短期用（1週間以内） 1 件	
対象者	行政区、町内会、または除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織など）	
貸出条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者世帯等の除雪活動に使用すること。</li> <li>2 作業者は全て町が指定する「ボランティア活動保険」（一人350円程度）へ加入すること。</li> <li>3 実績報告書（様式第3号及び第4号）を提出すること。 （1）貸出期間が1週間以内の場合は、貸出終了後10日以内。 （2）貸出期間が1シーズンの場合は、使用月ごとの翌月の10日以内及び貸出終了後10日以内。</li> <li>4 町が行う除雪作業に支障の無い様に作業を行うこと。</li> <li>5 使用方法などについて、条件が付いた場合には遵守すること。</li> <li>6 本制度に関するアンケートなどの調査に協力すること。</li> <li>7 小型除雪機貸出実施要綱を遵守すること。</li> </ol>	
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸出機械の費用は無料です。</li> <li>■ 燃料費及び保険料は借受者の負担となります。</li> </ul>	
申込み	申込書類	小型除雪機貸出申込書（様式第1号）
	申込方法	下記のお問い合わせ先まで、郵送・ファックスにて提出するか持参してください。
	申込期間	令和6年10月1日（火）から令和7年10月25日（金）まで ※必着
貸出の決定	<p>申込者多数の場合は、選考により貸出しを決定します。</p> <p>※使用場所の条件などによっては、貸出しが出来ない場合があります。</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型除雪機の貸出し及び返却は、借受者自らが町の指定する場所で貸出しを受け、返却してください。</li> <li>・ 申請した利用目的以外には使用しないでください。</li> <li>・ 使用に当たっては、使用上の注意を守り、安全に十分注意してください。</li> <li>・ 小型除雪機を他に譲渡又は転貸しないでください。</li> <li>・ 営利目的に使用しないでください。</li> <li>・ 小型除雪機は宅地内の車庫等に保管し、盗難等にご注意ください。</li> <li>・ 小型除雪機を町が緊急に使用する必要が生じたとき、注意事項に違反したときは、貸出しを取消し、返却していただく場合があります。</li> <li>・ 小型除雪機を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただく場合があります。</li> </ul>	
お問合せ先	<p>東神楽町健康ふくし課包括支援係</p> <p>〒071-1592 東神楽町南1条西1丁目3番2号（東神楽町役場）</p> <p>電話番号：83-5600、ファックス番号：83-4180</p>	